

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成25年2月19日

審査機関名 ロイドレジスタークオリティアシュアランスリミテッド

1. 排出削減事業計画の概要

排出削減事業名	鋼板加工工場における照明設備の更新プロジェクト
排出削減事業者名	大阪スチール株式会社
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人 低炭素投資促進機構 (その他関連事業者名:なし)
事業実施場所	大阪スチール株式会社 本社工場 (京都府八幡市川口擬宝珠6-5)
事業の概要	既設の水銀灯からLED照明設備に更新することでエネルギー消費量を削減し、二酸化炭素排出量を削減する。
排出削減量の計画	2012年度 10 tCO ₂ (事業実施期間合計: 10tCO ₂)
国内クレジット認証期間	開始予定日 2013年2月7日 終了予定日 2013年3月31日
排出削減方法論	方法論番号006: 照明設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して既存設備設置場所及び更新設備の設置場所を現地にて特定し確認した。 事業実施サイトの場所: 大阪スチール株式会社 本社工場 住所: 京都府八幡市川口擬宝珠6-5 事業実施サイトの視察日付: 2013年2月14日

<p>追加性を有すること</p>	<p>1) 法的義務のないこと 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、電力使用量、排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業は既存設備の更新であり、既存設備は撤去作業中であったが、事業実施後設備の設置まで稼働しており、使用可能であったことを確認した。また法定耐用年数の2倍以内の期間のうちに更新されており、この観点からも継続的に使用することは可能であったと判断される。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、照明設備の工事発注書・契約書等の入手した根拠資料に基づき、質問及び検算により3年以上(3.8年)であることを確認した。 これは一般的な省エネ設備や再生可能エネルギーの導入への投資判断基準である回収年数の3年を超えており、本事業者としてもコスト面のみでは投資決定に至る案件ではない事を確認している。また、投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。購入電力価格については、平成24年4月～9月の取引実績価格の平均(14.7円/kWh)であることを確認している。また、当該事業実施期間に於いて変動し得る電力価格については、事業実施前と比べ上昇傾向にあり、投資回収年が3年を下回らない事を確認した。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 当該事業者は中小企業であり、投資効果が3年以上の設備投資計画を立てるのは通常難しく、3.8年という通常の判断基準より長い投資回収期間を要する本事業は、国内クレジット制度によるクレジットの期待なくして実施される事は難しいと判断できる。また主要取引先の環境配慮にも対応し、環境への姿勢をアピールできることが、投資決定の一因となっている。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>排出削減事業者とその他関係者への質問等により、当事業者が自主行動計画に入っていないことを確認している。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>本排出削減事業は、承認済み排出削減方法論006に基づき排出削減量を計算している事を確認している。 方法論の適用条件を満たしていることを下記のとおり確認した。</p>

	<p>【方法論番号006 照明設備の更新】</p> <p>1) 本排出削減事業は、以下の方法論の適用条件を満たしていることを確認している。</p> <p>適用条件1 : 設置された設備の仕様書、稼働状況の記録、設備導入前後の設備のスペック等および消費電力量等により確認した。</p> <p>適用条件2 : 本事業は既存設備の更新であり、既存設備が設備更新まで稼働していたこと、更新が無かった場合に継続して使用可能であることを確認した。また法定耐用年数の2倍以内の期間で更新していることから、当該条件を満たしていると判断された。</p> <p>適用条件3 : 更新後の照明設備の電力使用量に最も影響を与える活動量として、作業時間に基づく年間稼働時間を把握できることを事業者の管理資料及び質問により確認した。</p> <p>2) バウンダリーについては、事業者への質問、サイト視察、設備の仕様書等関連資料の確認を通じて適切に設定されている事を確認した。</p> <p>3) ベースラインについては、適用方法論と排出削減計画書記載事項の内容との整合性を確認し、更新前後の機器の仕様書、過去のエネルギー関連データ、運転記録、計算資料等関連資料の確認、計算チェックを通じて確認した。</p> <p>4) リークエージの特定については、適用方法論で規定するリークエージが存在しない事を確認した。</p> <p>5) 排出削減量については、適用方法論の内容と排出削減計画書記載事項との整合性を確認し、方法論の定めた計算式との照合、関連資料による確認、検算を通じて確認した。方法論の適用に際しては、十分に保守的見積もりとなっている事を確認した。</p> <p>6) モニタリング及びその他については、事業者への質問と関連資料の閲覧によりすべて適切であることを確認した。</p>
--	---

4. 特記事項

- 現地妥当性確認に於いて、是正が必要な事項が検出されたが、それらは全て適切に処置された事を確認した。

以上